

洪水時の雨量・水位の 情報提供

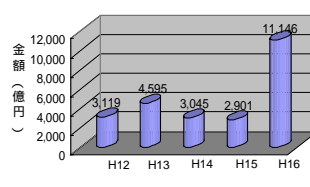
平成18年3月23日

手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会
手賀沼部会事務局

平成16年の国内の災害実績

- 新潟県・福島県の豪雨災害～新潟県中越地震
- 県内でも400mmの豪雨で水害が発生

過去5年の公共土木施設被害額



国土交通省HPより



阿利村川の被害状況

具体的な対応方針

(急激な変化に対する対応の遅れ)

- ・局地的集中豪雨により、中小河川の激変
- ・避難勧告を行う基準が不明確
- ・避難勧告が発令されない、もしくは情報が届かない

↓ 平成17年7月1日 改正水防法施行

(対応策)

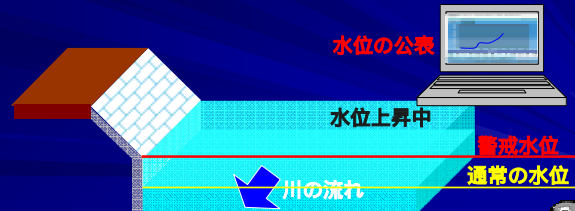
- (1) ある一定水位を超えた場合の水位の公表(H17.9.1～)
- (2) 避難の目安となる水位の設定
- (3) 洪水ハザードマップの整備と情報伝達体制の確保

2

(1) ある一定水位を超えた場合の水位の公表

水位の通報及び公表(第12条第2項)

警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

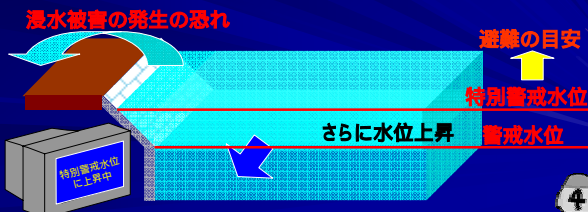


3

(2) 避難の目安となる水位の設定

知事が行う水位情報の通知及び周知(第13条第2項)

水位情報周知河川について、特別警戒水位を定め、水位がこれに達したときは水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。



4

(3) 洪水ハザードマップの整備と 情報伝達体制の確保



浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置(第15条第4項)

浸水区域をその区域を含む市町村の長は、情報の伝達方法、避難場所などを記載した印刷物の配布その他必要な措置をとらなければならない。

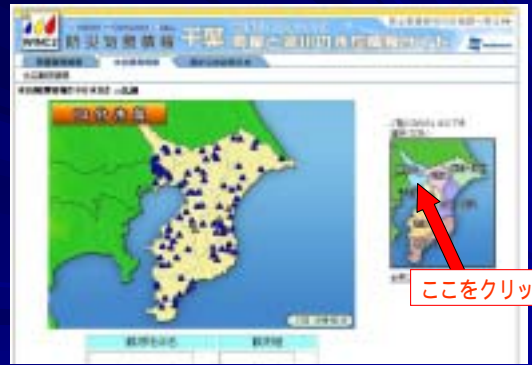
5

雨量・水位の閲覧は、インターネットで

インターネットの検索サイトから「WINC2」と入力し、検索すると簡単に見つかります。



水位の公表(H17.9.1～)・・・県庁ホームページ



流域内雨量観測局2箇所

水位観測局4箇所

